

令 2 医 務 保 険 第 4 4 7 号
令和 2 年 (2020 年) 6 月 2 5 日

山 口 県 医 師 会 長
山 口 県 歯 科 医 師 会 長 様
山 口 県 病 院 協 会 長

山 口 県 健 康 福 祉 部 医 務 保 険 課 長

医 療 機 関 に お け る 院 内 感 染 対 策 の 徹 底 に つ い て (そ の 2)

こ の こ と に つ い て 、 別 添 に よ り 県 内 の 医 療 機 関 に 通 知 し ま し た の で お 知 ら せ し ま す 。

医 療 指 導 班 竹 永
TEL 083-933-2820
FAX 083-933-2939

令 2 医務保険第 4 4 7 号
令和 2 年(2020 年)6 月 2 5 日

医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

医療機関における院内感染対策の徹底について（その 2）

このことについて、令和 2 年 3 月 4 日付け平 31 医務保険第 942 号「医療機関における院内感染対策の徹底について」により、院内感染対策の徹底を依頼しているところですが、国から令和 2 年 6 月 19 日付け事務連絡「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」の通知があり、同通知中に「6. 院内感染対策について」が示されていますのでお知らせします。

ついでには、今般の新型コロナウイルス感染症に関する知見を基に対策マニュアルの適宜見直しを行うなど、改めて院内感染対策を徹底するようお願いします。

【添付資料】

「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和 2 年 6 月 19 日付け事務連絡）抜 粋

【上記事務連絡全文】

- ・ 医務保険課ホームページに掲載

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15100/tuuti-itiran/tuuti-itiran.html>

山口県ホームページ> 組織から探す > 医務保険課 > 医療機関への周知文書一覧

【参 考】

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

- ・ 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について」（一般社団法人日本感染症学会）

http://www.kansensho.or.jp/modules/topics/index.php?content_id=31

- ・ 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について」（一般社団法人日本環境感染学会）

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

医務保険課医療指導班 担当：竹永 TEL 083-933-2820 FAX 083-933-2939

6. 院内感染対策について

- 院内感染については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）において、医療機関の管理者には「院内感染対策のための指針の策定」、「従業者に対する院内感染対策のための研修の実施」、「院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の実施」等が義務づけられており、「医療機関における院内感染対策について」（平成26年12月19日付け医政地発1219第1号）により、医療機関の管理者は、院内全体で活用できる総合的な院内感染対策マニュアルを整備し、最新の科学的根拠や院内体制の実態に基づき適宜見直しを行うこととされている。各医療機関においては、これまでもこのような対策が行われてきたところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症に関する知見を基に、今後の感染拡大時に備えた体制を整えることが重要である。
- 新型コロナウイルス感染症に係る院内感染については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月29日）（以下「提言」という。）において、院内において感染拡大につながった要因として、休憩室や更衣室等の密集しやすい環境、手指消毒の機会の減少、体調不良の職員の勤務等が挙げられており、今後の流行に備え、休憩室や更衣室等の環境整備、適切なタイミングでの手指消毒の徹底など、基本的な感染症対策を徹底するなどの対策を進める必要があると指摘されている。よって、管内の医療機関に対し、提言を踏まえた院内感染対策が実施されることが重要である。
- このため、医療機関が院内感染マニュアルの見直しや研修を実施する際に、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れ対応や、新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生した際の対応の内容追加などを行うことができるよう、「医療機関における新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制整備及び発生時の初期対応について（助言）」（令和2年5月1日付け事務連絡）や提言にある「次なる波に備えた都道府県等の体制整備のためのチェックリスト」を改めて周知するなど、医療機関の院内感染対策を支援すること。また、国立感染症研究所のホームページの「新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>) も適宜参考にされたい。